平成２６年（フ）第６７５号
東京都立川市栄町２丁目50番地の５
債務者　黒澤　三逸
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０５号
静岡県浜松市東区小池町1664番地　コーポサニーパレス201号
債務者　河合　哲夫
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１２３３号
横浜市金沢区富岡西４丁目５番７号　パークサイドシブヤ202号室
債務者　繁木　哲也
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４２号
横浜市南区睦町１丁目24番地６　ＳＤ桂ビルⅡ202号
債務者　濱田　文枝
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４４号
横浜市磯子区磯子２丁目９番16―611号
債務者　西澤　美里
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５９号
東京都多摩市乞田781番地サンライズヴィラ209
債務者　杉浦　隆和
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１７号
釧路市暁町７番17号
債務者　美濃　辰夫
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第５６５号
東京都多摩市落合４丁目２番地１―406
債務者　宮澤　光嘉
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０１号
東京都羽村市神明台４丁目１番地59中野ハイム106
債務者　大塚　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６０２号
東京都羽村市神明台４丁目１番地59中野ハイム106
債務者　大塚　タエ
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３９２号
静岡市清水区秋吉町６番７号　カルティエ壱番館Ａ101号
債務者　米田　　勝
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
大分県国東市武蔵町古市566番地
債務者　吉野　寛子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後４時
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３０号
熊本県八代市旭中央通13番地２ヴォーン八代102号
破産者　小山　芳浩
1　破産債権の届出期間　平成26年10月７日まで
2　一般調査期日　平成26年11月４日午後１時30分
平成26年９月９日　熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第２９０号
札幌市東区北39条東２丁目１番17号　フローラコート105号
破産者　鎌田　政秀
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月８日午前10時30分
平成26年９月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４号
福井県敦賀市相生町18番６号
破産者　澤﨑　武男
1　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
2　一般調査期日　平成26年11月11日午前11時
平成26年９月９日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５００号
さいたま市南区沼影１丁目20番１号
破産者　イーボック株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
2　一般調査期日　平成26年12月９日午前10時
平成26年９月８日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県朝来市羽渕784番地
破産者　椿野　建機
1　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
2　一般調査期日　平成26年11月11日午後４時40分
平成26年９月８日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係